（別紙）　目　録
１土地　大阪市大正区船町１丁目７番５
水面埋立地　14082平方メートル
２登記年月日番号
⑴大阪法務局北出張所昭和７年11月15日受付第10082号（付記登記昭和12年６月17日受付第5392号、付記登記昭和12年６月17日受付第5394号）
⑵大阪法務局北出張所昭和７年11月15日受付第10083号（付記登記昭和12年６月17日受付第5393号、付記登記昭和12年６月17日受付第5395号）
３登記した権利の内容
⑴大正13年３月１日賃借権設定登記
昭和10年６月１日遺産相続
昭和11年10月12日譲渡
借賃　１月485円64銭　但し大阪市は昭和３年10月22日より起算し５年経過する毎に相当増額する
支払期　２月、４月、６月、８月、10月の各末日及び12月26日の隔月払
存続期間　昭和18年10月21日
特約　譲渡、転貸するときは借賃を増額することができる
範囲　西側40間９反４畝20歩
賃借権者　大阪市大正区船町７番地
株式会社齊藤硫曹製造所
⑵大正15年12月１日賃借権設定登記
昭和10年６月１日遺産相続
昭和11年10月12日譲渡
借賃　１月213円　但し大阪市は昭和４年８月１日より起算し５年経過する毎に相当増額する
支払期　２月、４月、６月、８月、10月の各末日及び12月26日の隔月払
存続期間　昭和19年７月31日
特約　譲渡、転貸するときは借賃を増額することができる
範囲　東側20間４反７畝10歩
賃借権者　大阪市大正区船町７番地
株式会社齊藤硫曹製造所

平成２１年（ヘ）第６８号
大阪市北区中之島１丁目３番20号
申立人　大阪市
代表者市長　平松　邦夫
権利の届出の終期　平成21年12月14日
平成21年12月15日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
１土地　大阪市港区海岸通３丁目１番３
宅地　3400.31平方メートル
⑴登記年月日番号
大阪法務局北出張所大正７年５月３日受付第2645号
⑵登記した権利の内容
大正５年12月27日賃借権設定登記
借賃　月31円71銭５厘
支払期　２月分宛翌月の５日限り前払
存続期間　大正５年12月27日から大正10年12月26日まで
賃借権者　大阪市西区七条通３丁目27番地
株式会社日本豆粉製造所
２土地　大阪市港区海岸通３丁目１番４
宅地　2791.26平方メートル
登記年月日受付番号　上記１に同じ
登記した権利の内容
借賃　月41円51銭２厘
登記した権利の内容のうち、その他の記載事項は上記１に同じ

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第２３７０２号
東京都品川区上大崎１丁目５番50号
債務者　ソーコー株式会社
代表者代表取締役　牧　　哲夫
１　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　香川　明久
４　破産債権の届出期間　平成22年１月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６００号
奈良県宇陀郡曽爾村大字山粕65番地の１
債務者　有限会社津島組
代表者代表取締役　津島　　薫
１　決定年月日時　平成21年12月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　島　由美子
４　破産債権の届出期間　平成22年１月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月15日午後２時
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第２４１３７号
東京都杉並区西荻南２丁目20番１号
債務者　株式会社豊島物産
代表者代表取締役　川島　　修
１　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大塚幸太郎
４　破産債権の届出期間　平成22年２月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月16日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４２４３号
東京都渋谷区神宮前３丁目１番24号　ソフトタウン青山516
債務者　株式会社アイフーズ
代表者代表取締役　青山　　一
１　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　杉山　功郎
４　破産債権の届出期間　平成22年２月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月９日午後３時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４３８５号
東京都港区南青山１丁目20番12号
債務者　ウィナー株式会社
代表者代表取締役　藤井　一彦
１　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　黒澤　基弘
４　破産債権の届出期間　平成22年２月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月29日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３号
東京都文京区小石川５丁目11番17号
債務者　株式会社ラッシュジャパンプロデュース
代表者代表取締役　光野　健一
１　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　柴田　祐之
４　破産債権の届出期間　平成22年２月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月22日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５号
東京都練馬区小竹町２丁目67番地２
債務者　株式会社樋口
代表者代表取締役　樋口　公雄
１　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　信一
４　破産債権の届出期間　平成22年２月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月16日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５８２号
奈良県大和高田市今里町５番28号
債務者　株式会社イノテック
代表者代表取締役　中村　幸宏
１　決定年月日時　平成21年12月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　　聡
４　破産債権の届出期間　平成22年２月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月15日午前10時15分
奈良地方裁判所葛城支部破産係